別表第二号第5　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。)、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1枚目

長

無線局事項書	
1　免許の番号	
2　申請(届出)の区分	□開設　□変更　□再免許
3　無線局の種別コード	
4　開設、継続開設又は変更を必要とする理由	
5　法人団体の別	□法人　□団体
6　住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕 〒(　　―　　) 電話番号(　　)　　―
7　法人又は団体及び代表者氏名	フリガナ
8　希望する運用許容時間	
9　工事落成の予定期日	□日付指定：＿＿．＿＿．＿＿ □予備免許の日から＿＿月目の日 □予備免許の日から＿＿日目の日
10　運用開始の予定期日	□免許の日 □日付指定：＿＿．＿＿．＿＿ □予備免許の日から＿＿月以内の日 □免許の日から＿＿月以内の日
11　無線局の目的コード	□従たる目的 基幹放送の種類コード
12　通信事項コード	
13　通信の相手方	
14　識別信号	
15　人工衛星の名称	
16　電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	

辺

短　　辺　　(日本産業規格A列4番)

長

17　無線局の区別					
18　人工衛星の軌道又は位置	対地静止衛星	対地静止衛星軌道	緯度の変動幅	経度の変動幅	人工衛星の名称
	対地静止衛星以外の人工衛星	軌道の傾斜角			
		周期			
		遠地点の高度			
		近地点の高度			
		軌道の種類	コード〔　　〕		
19　打上げ予定時期					
20　使用可能期間					
21　軌道に関する事項					
22　目的を遂行できる位置の範囲					
23　予備衛星の数					
24　同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるもの			宇宙物体の数		
			打上げ予定時期		
25　人工衛星の打上げ場所					
26　人工衛星の国際標識番号					
27　人工衛星の姿勢制御方式					
28　人工衛星の所有者					
29　人工衛星を打上げるために使用するロケットの種類					
30　受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲					
31　備考					

辺

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

3枚目

長

32　無線局の区別	
33　放送区域等	
34　無線設備の工事費	
35　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要	
36　放送法第2条第24号の基幹放送局設備の範囲	
37　基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力	
38　事業計画等	（別紙） □(1)　経営形態及び資本又は出資の額 □(2)　事業開始までに要する用途別資金及びその調達の方法 □(3)　主たる出資者及びその議決権の数 □(4)　役員に関する事項 □(5)　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画 □(6)　試験の方法及び具体的計画 □(7)　放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要 □(8)　将来の事業予定 □(9)　事業収支見積り □(10)　免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

辺

短　　辺　　（日本産業規格A列4番）

注1　各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区　　別	記　載　す　る　欄	備　　考
1　免許の申請の場合	2　3　4　5　6　7　8 9　10　11　12(注1)　13(注1) 14　15　16　17　18　19　20 21　22　23　24　25　26　27 28　29　30(注1)　31　32 33(注2)　34(注2)　35(注2) 36(注2)　37(注2)　38(注2)	(注1)　衛星基幹放送局等の場合は、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。 (注2)　衛星基幹放送局等の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	1(注1)　2　3　4　5　6 7　14　17(注2)　18(注2) 32(注3)　38(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1)　予備免許中の変更を除く。 (注2)　18の欄から31の欄までに変更がある場合に限る。 (注3)　33の欄から38の欄までに変更がある場合に限る。 (注4)　衛星基幹放送局等の場合で、当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。
3　再免許の申請の場合	1　2　3　4　5　6　7 8　11(注1)　12(注2)　13(注2) 14　15　16　17　18(注1)　19 20　21(注1)　22(注1)　23(注1) 24(注1)　25　26　27(注1) 28(注1)　29　30(注2)　31　32 33(注1)　38(注1)	(注1)　衛星基幹放送局等の場合に限る。 (注2)　衛星基幹放送局等の場合で、基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2　1の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

3　2の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により、該当する□にレ印を付けること。

4　3の欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

5　4の欄は、次によること。

(1)　衛星基幹放送局等の場合

ア　開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外

の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

(2)　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

イ　再免許の申請の場合は、アに加え、免許の期間中における業務の概要を、申請前6箇月間における1日平均の通信時間又は通信回数を含めて記載すること(第16条の2第1項第6号の規定により記載を要しないこととされている無線局の場合を除く。)。

ウ　実験試験局又は実用化試験局の免許又は再免許の申請の場合は、次の事項を併せて記載すること。

（ア）　免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

（イ）　再免許の申請の場合

実験、試験又は調査の方法及び具体的計画並びに免許の期間中における実験、試験又は調査の方法及び結果の概要。ただし、申請しようとする総合通信局に既に免許の申請書が提出された実験試験局又は実用化試験局と実験、試験又は調査の方法及び具体的計画が同じであるときは、当該実験試験局又は実用化試験局の申請内容と同じである旨を記載して、その記載を省略することができる。

エ　電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。また、本邦外の場所相互間の通信を媒介する業務を行うことを目的の一部とする電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては、再免許の日)以降3年以内の本邦内と本邦外との通信量の比率を記載すること。

6　5の欄は、法人又は団体の区別により、該当する□にレ印を付けること。

7　6の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

8　7の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者の氏

名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

9　8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　9の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条第1項の規定の適用がある無線局又は第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

11　10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。ただし、第15条の5第1項に掲げる無線局の場合は、記載を要しない。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

12　11の欄は､無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること(衛星基幹放送局等の場合は、無線局の目的コードを補完する基幹放送の種類コードを含めて記載すること。人工衛星局及び宇宙局の場合は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。)。

13　12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。

14　13の欄は、個々に記載することが困難な場合は､「何所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には｢免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

15　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1)　免許の申請の場合

　　希望する識別信号

(2)　再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

　　現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

16　15の欄は、人工衛星の名称を「N―SAT―110」のように記載すること。

17　16の欄は、次によること。

(1)　衛星基幹放送局等の場合

ア　電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

(ア)　占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

(イ)　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、

K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

イ　希望する周波数の範囲は、「何GHzから何GHzまで」のように記載するほか、次によること。

(ア)　衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

(イ)　デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

A　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860メガボー」のように併せて記載すること。

B　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「33.7561メガボー」のように併せて記載すること。

C　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒42.192メガビット」のように併せて記載すること。

D　標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「毎秒69.718メガビット」のように併せて記載すること。

ウ　空中線電力の記載は、次によること。

(ア)　電波の型式の別に記載すること。

(イ)　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHzから12.75GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。

(ウ)　送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

(エ)　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

(2)　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　電波の型式は、次によること。

(ア)　多重無線設備の打合せ通信路については、変調の型式は記載しないこと。

(イ)　連絡設定及び通信の疎通を確保するための自動信号に係る主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式は、単一通信路の無線設備において、当該信号が音声帯域外の周波数からなる場合を除き、記載しないこと。

(ウ)　占有周波数帯幅については、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の

適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の記載方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

A　占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

B　占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

イ　周波数は、希望するそれぞれの周波数又はそれらの範囲を記載すること。なお、範囲を記載する場合は、「何MHzから何MHzまで何波」のように記載すること。ただし、特定の周波数を希望する場合は、希望する周波数の範囲に代えて希望する周波数を記載することができるほか、特定の周波数を範囲で希望する場合は、「何MHzから何MHzまで何kHz間隔何波」又は「何MHzから何MHzまで」のように記載することができる。

ウ　空中線電力は、周波数ごとに希望する最大空中線電力を記載すること。

18　17及び32の欄は、14の欄に記載した当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

19　18の欄は、次によること。

(1)　対地静止衛星の場合

ア　対地静止衛星軌道の欄は、「東経135°」のように記載すること。

イ　緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「±0.1°」のように記載すること。

ウ　人工衛星の名称の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2)　対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア　軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ　周期の欄は、分単位で記載すること。

ウ　遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。

エ　軌道の種類は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

20　19の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日(既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日)を記載すること。

21　20の欄は、「28年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

22　21の欄は、18の欄に記載した人工衛星の軌道又は位置に関する事項以外の、人工衛星局及び衛星基幹放送局等の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。

23　22の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局及び衛星基幹放送局等の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

24　23の欄は、次によること。

(1)　衛星基幹放送局等の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る衛星基幹放送局等が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

(2)　人工衛星局及び宇宙局の場合

予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、軌道予備となつているものの数を「1機」のように記載すること。

25　24の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り記載することとし、宇宙物体の数の欄は開設される人工衛星局及び衛星基幹放送局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄は当該宇宙物体の打上げ予定年月日を記載すること。

26　25の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本　種子島宇宙センター」のように記載すること。

27　26の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

28　27の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

29　28の欄は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

30　29の欄は、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。ただし、衛星基幹放送局の場合は、26の欄を記載した場合に限る。

31　30の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を記載し、移動する受信設備の場合にあつては、移動範囲を記載すること。

32　31の欄は、次によること。

(1)　衛星基幹放送局等の場合

ア　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

イ　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

ウ　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

(2)　人工衛星局及び宇宙局の場合

ア　申請に係る無線局と無線通信回線を構成する無線局が外国にある場合はその旨及び当該国の名称を記載すること。

イ　当該無線局の送信設備が施行規則第11条の3第3号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることとなつて

いる相手局の名称及び識別信号又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を記載すること。

ウ　他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

エ　主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

オ　その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

33　33の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「全国」のように記載すること。

34　34の欄は、衛星基幹放送局等に限り、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区　　分	金　　額	備　　考
総　　額 送受信設備 そ　の　他	千円	

(注1)　無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

(注2)　無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その確実性を証する書面を添付すること。

35　35の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字及びデータの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2)　(1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3)　(1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」、「地球局設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア　放送法第121条第2項第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ　放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36　36の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、35の欄の設備概要図で示し

た設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第2号に規定する地球局設備を記載すること。

37　37の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、次により記載すること。

(1)　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等の業務(以下「設備維持業務」という。)を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2)　設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3)　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

38　38の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する□にレ印を付けて、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
1　免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注1)(注3) (6)　(注1)(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。 (注2)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。
2　変更の申請又は届出を行う場合	(1)　(注1)(注2) (2)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注3) (6)　(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2)	(注1)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注2)　当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

3　再免許の申請の場合	(1)　(注1)(注2) (3)　(注1)(注2) (4)　(注1)(注2) (5)　(注1)(注3) (6)　(注1)(注4) (7)　(注1)(注2) (8)　(注1)(注2) (9)　(注1)(注2) (10)　(注1)	(注1)　当該別紙に記載する内容の全部が、現に免許を受けている当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2)　協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。 (注3)　衛星基幹放送試験局の場合に限る。 (注4)　基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。

39　38の欄の(別紙)は、次によること。

(1)　別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア　株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ　設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ　株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1)　法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ)　定款又は寄附行為に放送局設備供給役務の提供を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2)　設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア)　定款(会社法第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

(イ)　法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

（ウ） 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア 議決権の総数

区分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考		1単元の株式数		

(注1) 最近日現在の議決権(株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。)の状況について記載すること。

(注2) (A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注3) (B)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式(同法第189条第1項に定める、単元株式数に満たない数の株式(以下この別表において「単元未満株式」という。)を除く。以下この別表において「無議決権株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含めない。

(注4)　(C)の欄には、会社法第108条第1項第3号の規定により、株主総会の一部の事項について議決権を行使することができない株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「議決権制限株式」という。)の総数を記載し、当該株式は議決権の数に含める。

(注5)　(D)の欄には、無議決権株式又は議決権制限株式以外の株式(単元未満株式を除く。以下この別表において「完全議決権株式」という。)のうち、会社法第308条第2項の規定により議決権を有しない株式(以下この別表において「自己保有株式」という。)の総数を記載すること。

(注6)　(E)の欄には、完全議決権株式のうち、会社法第308条第1項及び会社法施行規則第67条第1項に定める、株式会社が株主の経営を実質的に支配することが可能な関係にある場合における当該株主が保有する株式(以下この別表において「相互保有株式」という。)について、総数を記載すること。

(注7)　(F)の欄は、放送法第125条第1項又は同条第2項において準用する同法第116条第2項の規定により株主名簿への記載又は記録を拒否した株式(以下この別表において「特定外国株式」という。)の数を記載すること。

(注8)　(G)の欄には、自己保有株式、相互保有株式又は特定外国株式に該当する株式以外の完全議決権株式について、株式数及び議決権の数を記載すること。

(注9)　(H)の欄には、単元未満株式の総数を記載すること。

(注10)　(I)の欄は、発行済株式及び議決権の総数を記載すること。

(注11)　(I)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(注12)　法第4条の免許を受けて設立される株式会社にあつては、設立時発行株式の状況を記載すること(ウにおいて同じ。)。

イ　主たる出資者及び議決権の数

氏名又は名称	住　　所	職　　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　　考

(注1)　議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上の者(株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員(以下この別表において「社員又は理事等」という。))について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。

(注2)　設立中の法人又は団体にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3)　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の1以上となる予定がある場合は、それについて併せて記載すること。

(注4)　法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。

(注5)　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6)　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア)　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄付金等の出資の種類

(イ)　発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ)　日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ)　出資の予定のものについてはその旨

ウ　外資議決権比率に関する事項

(ア)　申請者が上場会社等以外である場合

区　　分	氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	日本の国籍の確認方法	備考
日本の国籍を有する者(F)								
日本法人(G)								
合　　計								

(注1)　上場会社等とは、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。)に上場されている株式又はこれに準ずるものとして放送法施行規則第128条で定める株式を発行している会社をいう((イ)において同じ。)。

(注2)　申請者が株式会社である場合は株主、その他の法人又は団体である場合は社員又は理事等についての事項を記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること((イ)において同じ。)。

(注3)　(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注4)　(B)の欄は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を有する場合に記載すること。

(注5)　(C)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

(注6)　(D)の欄は、申請者が株式会社である場合は、(C)から株主総会の議決権を有しないこととされる株式(アの(C)の議決権制限株式を除く。)の数を減じて計算した数を記載すること。

(注7)　(E)の欄は、アの(I)に記載した議決権の総数に対するウの(ア)の(D)の比率を記載すること。この場合において、小数点第3位を四捨五入とし小数点第2位まで記載すること。

(注8)　備考の欄は、イの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。

(注9)　(F)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第5条第1項第2号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

(注10)　(G)の欄は、法第5条第1項第2号及び第3号に掲げる者に該当しない法人又は団体(地方公共団体を含む。)を記載すること。

(注11)　(F)及び(G)の欄は、(E)を合算した比率が3分の2を上回るまで記載すれば足り、それ以上については記載を要しない。

(注12)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(イ)　申請者が上場会社等である場合

区　　分		氏名又は名称	住所(A)	法人番号(B)	株式数(株)(C)	議決権の数(個)(D)	(D)／議決権の総数(%)(E)	備考
外国法人等	議決権の総数の1000分の1以上を占める者							
	議決権の総数の1000分の1未満を占める者の合計 (計　者) (F)							
合　　計								

(注1)　外国法人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者をいう。

(注2)　(A)の欄は、イの(注5)に準じて記載すること。

(注3)　(B)から(E)までの欄は、(ア)の(注4)から(注7)までに準じて記載すること。

(注4)　備考の欄は、イの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。

(注5)　(F)の欄は、議決権の総数の1000分の1未満を占める外国法人等について合算して記載すること。この場合において、当該外国法人等の数を「(計者)」に記載すること。

(注6)　(C)及び(D)を証する書類(例：株式分布状況表、株主名簿、有価証券報告書等の議決権の数の状況が分かる資料)を添付すること。

(4)　別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏　　名	住　　所	役　　名	担当部門	兼　　職	日本の国籍の有無	備　　考
					□有　□無	

(注1)　株式会社にあつては役員、その他の法人又は団体にあつてはこれに準ずる者について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めに従い記載し、定款を提出すること。

(注2)　住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注3)　役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注4)　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注3)に準じて記載すること。

(注5)　日本の国籍の有無の欄は、代表者に該当する場合に記載すること。

(注6)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ　日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ　予定のものについてはその旨

(注7)　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び代表者が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

(5)　別紙(6)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6)　別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア　兼営する事業

兼営する事業の名称	事　業　の　概　要

イ　他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 $\left(\frac{(B)}{(A)}\times 100\right)$	備考
	百万円		千円	%	

(注1)　出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2)　備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア　議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ　出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(7)　別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア　見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支	事業収支	放送局設備供給役務の収支
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1　売上高 放送料 有料放送料 放送番組制作料 放送番組売上料 その他 2　売上原価 放送費 技術費 人件費 減価償却費 その他 3　売上総利益(1－2) 4　販売費及び一般管理費 販売費 一般管理費 人件費 減価償却費 その他 5　営業利益(3－4) 6　営業外収益 7　営業外費用 8　経常利益(5＋6－7)										
備考										

(注1)　この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

(注2)　事業収支の欄は、申請者が行う放送局設備供給役務の提供を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。

(注3)　備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

イ　見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア)　収益

(注)　放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ)　費用

科　　目	金　　額	根　　拠
	千円	

(注)　(ア)の注に準じて記載すること。

(8)　別紙(10)は、次の事項について記載すること。

ア　事業の実績

(ア)　事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。)について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ)　その他参考となる事業の概要

イ　資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期の中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(9)　別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40　該当欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。

41　無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この別表に定める規格の用紙とする。

42　第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。